

管理 No.	H072
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:保健所 医療政策課
(医事業事係 / 93-8392)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	開設者以外の者による診療所等の管理の許可	
処分権者	保健所長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	医療法(昭和23年法律第205号)
	根拠規定条項	第12条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号) 基準規定条項	医療法(昭和23年法律第205号)第10条、第11条、第12条
	審査基準	[開設者以外の者による診療所等の管理の許可による審査基準] 開設者以外の者による診療所等の管理の許可に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令の規定に定めるとおりとする。
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日から10日程度	
本票の作成日	平成29年1月10日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
<p>審査基準等 補足</p>	<p>[根拠法令] 医療法</p> <p>[開設者自身による管理及び兼任管理の制限]</p> <p>第12条 病院、診療所又は助産所の開設者が、病院、診療所又は助産所の管理者となることができる者である場合は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。但し、病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させて差支えない。</p> <p>2 略</p>